

箕輪町空き店舗出店促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、町の商業の活性化を促進し、まちなかのにぎわいを創出するため、空き店舗を活用し出店するための改修に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空き店舗 町内に所在し、これまでに商業（サービス業を含む。）又は事務所の用に供していた施設であり、かつ、おおむね1年以上事業の用に供されていない施設及び部屋であって、商品を販売及び提供等するために直接顧客と対面することにより商売を行う店舗をいう。
- （2）飲食店等 飲食店、小売業をいう。
- （3）対象外業種 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条で規定される営業又はこれに類似する営業を行う業種をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- （1）空き店舗を購入又は賃借し、飲食店等の店舗を出店又は出店しようとする者であって、かつ、令和6年4月1日以降に営業を開始したもの（以下「出店者」という。）
- （2）補助金の対象となった店舗において、補助金の交付決定の日から1年以内に営業を開始し、かつ、2年以上営業する意思を有する者
- （3）賃借する場合にあっては、所有者から空き店舗の改修について同意を得られていること。
- （4）町税等を滞納していないこと。
- （5）箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。
- （6）営業に関する許可等が必要な場合は、その許可等を取得すること。
- （7）町内で営業している店舗から移転することにより、移転前の店舗が休業又は廃業とならないこと。
- （8）町外に本店を置くチェーン店でないこと。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、空き店舗を活用して出店者が出店するための改修等とし、その経費を補助対象経費とする。ただし、次に掲げる経費

については、補助金の交付対象としない。

- (1) 空き店舗と別棟の倉庫、車庫等の工事に要する経費
- (2) 備品類の購入に要する経費
- (3) 造園、門扉、塀又は外構の工事に要する経費
- (4) 改修を伴わない解体工事に要する経費
- (5) 他の補助制度等の利用、保険及び共済を適用する工事で当該補助制度と重複計上となる経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、千円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額とし、50万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に箕輪町空き店舗出店促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、特別な場合に限り、営業を開始した日が属する年度内に申請することができる。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 町税等完納証明書
- (3) 登記事項証明書及び定款の写し（法人の場合のみ）
- (4) 空き店舗の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (5) 営業を行うために必要な許可証等の写し（許可等を要する業種に限る。）
- (6) 事業計画書（様式第3号）
- (7) 改修などに関する次に掲げるもの
 - ア 空き店舗の位置図及び平面図
 - イ 改修前の改修箇所写真
 - ウ 改修内容がわかる図面
 - エ 空き店舗の改修費用の見積書の写し
- (8) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(状況報告及び実地調査)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、補助対象事業の進捗状況について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、町長は、補助対象事業が補助の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(補助金の変更又は中止等)

第9条 申請者は第7条の規定による通知を受けた後において、補助対象事業の内容を変更するとき、又は補助対象事業を中止しようとするときは、箕輪町空き店舗出店促進事業補助金変更等申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第10条 町長は、前条の変更・中止申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第11条 申請者は、補助対象事業を完了し営業を開始したときは、営業開始の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで、箕輪町空き店舗出店促進事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 空き店舗の改修費用の領収書の写し
- (2) 改修後の改修箇所写真
- (3) 営業を開始したことが証明できる書類等
- (4) 営業を行うために必要な許可証等の写し(許可等を要する場合であり、かつ、店舗完成後でなければ許可等が得られない場合)
- (5) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 申請者が補助金の交付を請求しようとするときは、箕輪町空き店舗出店促進事業補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 町長は、規則第15条及び第16条に定めるもののほか次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定及び確定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 全額返還 正当な理由なく、補助金の交付決定の日から1年以内に当該物件で営業を開始しない場合
- (2) 一部返還 正当な理由なく、営業を開始して当該物件で2年に満たず営業を行わなくなった場合(交付を受けた補助金の2年を基準とした月割により算出した額)